

山梨県公報

第六百六十二号

令和八年

六月十一日

木曜日

目次

告示

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

○道路の区域変更

○建築基準法に基づく道路位置指定

訓令

○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令

公告

○随意契約の相手方の決定について（四件）

○公共測量の実施（二件）

○基本測量の実施

告 示

山梨県告示第百八十八号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（令和五年山梨県告示第百十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表一の項閲覧場所の欄中「山梨県新価値・地域創造推進局DX課」を「山梨県新価値創造推進局DX課」に改め、同表十の項記録項目の欄中「同」を「試験科目別得点、総合得点及び順位」に改め、同表に次のように加える。

二十 山梨県職員 理学療法士選考 採用試験	同	同	同
二十一 山梨県職員 （観光振興 監）（一般任期付 職員）選考採用 試験	第一次選考に係る 総合ランク（第一 次選考の不合格者 に係るものに限 る。）並びに第二 次選考に係る総合 得点及び順位	第一次選考の不合 格者については、 第一次選考の結果 の通知の日から一 箇月間。第二次選 考の受験者につい ては、第二次選考 の結果の通知の日 から一箇月間	山梨県観光文化・ スポーツ部観光政 策グループ

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和八年七月二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市白井町字元河原一九五二番一地从 から 笛吹市石和町井戸字豊岡六四五番一地从 まで	一二・三〇 一三・八	一二・三〇 三一・〇		二一七・三 二四七・〇

山梨県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和八年六月二日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市富士見一丁目五千七百二十七番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・七五メートル 最小四・三六メートル
- 四 指定道路の延長 五十六・二四メートル

訓令

山梨県訓令甲第十六号

本 庁
出 先 機 関

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県環境保全推進本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「森林環境部理事」を「森林環境部次長」に改める。

別表第一中「富士山未来・次世代交通統括官」を「水素戦略統轄官 富士山未来統括官」に、「多様性・働き方統括官 山梨ブランド・国際戦略統括官」を「多様性・働き方統括官」に、「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長 地域デザイン・新交通基盤推進局長」に改める。

別表第二中「総合県民支援局次長 新価値・地域創造推進局長 総務部次長」を「総合県民支援局理事 新価値創造推進局長 地域デザイン・新交通基盤推進局理事 総務部理事」に、「森林環境部理事 産業政策部理事」を「森林環境部次長 産業政策部次長」に、「教育次長」を「教育委員会事務局次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

◎ 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 随意契約に係る役務

- 1 名称 山梨県情報ハイウェイ等保守管理業務委託
- 2 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- 1 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
- 2 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和八年四月一日
- 四 随意契約の相手方

1 名称 株式会社デジタルライアンス

2 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号

五 契約金額 一億八百七十五万五千九百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県が整備した光ファイバ網貸付契約の相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

◎ 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- 1 名称 DX人材育成エコシステム創出事業企画運営業務
- 2 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- 1 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
- 2 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和八年四月十三日

四 随意契約の相手方

- 1 名称 ライフイズテック株式会社
- 2 住所 東京都港区南麻布二丁目十二番三号南麻布ビル一階
- 5 契約金額 二億二千三百八十七万五千五百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 DX人材育成エコシステム創出事業企画運営にあたっては、事業者に対し、DX人材として育成する中高生・大学生への地域課題をデジタルスキル及びDXの視点で解決するための実践型研修の経験・実績と、中小企業のDX支援を行うためのDX推進支援プラットフォームの開発経験・実績との双方のノウハウや実施体制を事務局運営として統括的かつ継続的に求める必要がある。この業務に対して、令和六年度に公募型プロポーザルにより選定され、令和七年度までに円滑な事業実施を行った相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

◎ 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- 1 名称 D X推進支援プラットフォーム運用保守業務
- 2 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- 1 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
- 2 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和八年四月一日
- 四 随意契約の相手方

- 1 名称 ライフイズテック株式会社

- 2 住所 東京都港区南麻布二丁目十二番三号南麻布ビル一階

- 五 契約金額 四千二百四十四万九百七十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 随意契約によることとした理由 DX推進支援プラットフォームのシステム開発業務について、令和六年度に公募型プロポーザルにより選定され、令和七年三月のリリース後は円滑な運用保守とシステムの機能強化を行った相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

◎ 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- 1 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
- 2 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- 1 名称 山梨県県土整備部治水課
- 2 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和八年四月一日

四 随意契約の相手方

- 1 名称 NECプラットフォームズ株式会社
- 2 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 5 契約金額 四千五百五十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量 標高データ（地図情報レベル二五〇〇、〇・五mメッシュ）
- 二 測量の地域 釜無川・笛吹川流域
- 三 測量の期間 令和八年六月八日から令和九年三月三十一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測深測量）
- 二 測量の地域 富士川水系の富士川本川および早川
- 三 測量の期間 令和八年六月八日から令和九年三月三十一日まで

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 令和八年六月二十四日から令和九年三月三十一日まで